

## 第2章

### 交通事故被害者等支援に関する意見交換会



## 1. 目的

交通事故被害者等の支援に関する関係者の連携を強化し、意見交換を行うことによって支援業務の強化を図ることを目的としている。

## 2. 概要

交通事故被害者等支援に従事する関係団体が一堂に会し、事例紹介及び意見交換を通じ、交通事故被害者等支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、関係者間の連携を強化し、支援業務の充実を図ることを目的とした意見交換会を岩手県・青森県・秋田県の関係機関・団体の担当者を対象として開催した。

## 3. 開催日時等

開催日時：令和7年12月2日（火）9：33～12：02

会場：盛岡市中央公民館 大会議室（1階）ほか

（〒020-0013 岩手県盛岡市愛宕町1-4-1）

対象県：岩手県、青森県、秋田県

テーマ：交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携強化

## 4. 体制（敬称略）

### （1）令和7年度交通事故被害者サポート事業検討会委員

- ・元同志社大学教授 川本 哲郎（座長）
- ・追手門学院大学心理学部心理学科教授 櫻井 鼓
- ・（公社）被害者支援都民センター犯罪被害相談員、（NPO法人）いのちのミュージアム 理事 中土 美砂
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上 郁美
- ・警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 牧 丈二

### （2）出席団体による事例紹介（3名）

- ・岩手県警察本部交通部交通指導課次長兼被害者連絡調整官 千葉 憲生
- ・（公社）あおもり被害者支援センター支援局長 工藤 美貴子
- ・秋田県警察本部交通部交通指導課次長 小林 幸太

### （3）交通事故被害者等支援担当者

【岩手県】

- ・岩手県復興防災部消防安全課 2名

- ・岩手県立県民生活センター交通事故相談所 2名
- ・奥州市生活環境課 1名
- ・久慈市生活環境課 2名
- ・(公社) いわて被害者支援センター 2名
- ・(公社) 岩手県看護協会 1名
- ・岩手県社会福祉士会 1名
- ・岩手弁護士会 2名
- ・盛岡地方検察庁 1名
- ・盛岡少年刑務所 1名
- ・盛岡少年院 2名
- ・岩手県警察本部警務部県民課 5名
- ・岩手県警察本部交通部交通指導課 5名

#### 【青森県】

- ・青森県交通・地域社会部地域生活文化課 1名
- ・青森県教育庁学校教育課 1名
- ・(公社) あおもり被害者支援センター 1名
- ・青森県公認心理師・臨床心理士協会 1名
- ・(公社) 青森県社会福祉士会 1名
- ・青森県弁護士会 1名
- ・青森地方検察庁 1名
- ・青森刑務所 1名
- ・青森県警察本部警務部警務課 1名
- ・青森県警察本部交通部交通指導課 1名

#### 【秋田県】

- ・秋田県生活環境部県民生活課 1名
- ・(公社) 秋田被害者支援センター 3名
- ・秋田弁護士会 1名
- ・秋田地方検察庁 1名
- ・秋田刑務所 1名
- ・秋田県警察本部交通部交通指導課 2名

#### 【その他】

- ・(独) 自動車事故対策機構岩手支所 2名
- ・(独) 自動車事故対策機構青森支所 1名
- ・(独) 自動車事故対策機構秋田支所 1名
- ・国土交通省東北運輸局交通政策部共生社会推進課課 1名

- ・東北管区警察局広域調整第二課 1名

#### (4) 事務局

- ・警察庁 2名
- ・株式会社アステム 3名

### 5. プログラム

時 間	出演者	内 容
9 : 33～9 : 40	警察庁交通局交通企画課交通安全企画官 牧 丈二	主催者挨拶
9 : 40～9 : 52	岩手県警察本部交通部交通指導課 次長兼被害者連絡調整官 千葉 憲生 氏	出席団体による事例紹介「岩手県における交通事故被害者等の支援について」
9 : 52～10 : 09	(公社)あおもり被害者支援センター 支援局長 工藤 美貴子 氏	出席団体による事例紹介「飲酒・暴走運転による交通事件 ご遺族、被害者への関係機関による支援の連携」
10 : 09～10 : 21	秋田県警察本部交通部交通指導課 次長 小林 幸太 氏	出席団体による事例紹介「交通事故被害者等支援について」
10 : 22～10 : 27	全員	移動・休憩
10 : 27～11 : 30 ※最終グループ 終了	全員	各県ごとにグループに分かれて意見交換
11 : 30～11 : 33	全員	移動・休憩
11 : 33～11 : 59	交通事故被害者サポート事業 検討会委員 川本 哲郎 氏 (座長) 櫻井 鼓 氏 中土 美砂 氏 井上 郁美 氏	意見交換の共有
11 : 59～12 : 02	事務局	閉会挨拶・閉会

## 6. 実施内容

### (1) 出席団体による事例紹介

#### 「岩手県における交通事故被害者等の支援について」

岩手県警察本部における交通事故被害者等支援に当たっての他機関との連携、多機関連携に向けた取組について事例紹介が行われた。

**【発表者】 岩手県警察本部交通部交通指導課次長兼被害者連絡調整官**

**千葉 憲生 氏**

#### 【要旨】

##### ○被害者支援対象事件発生状況

当県の被害者支援対象事件の発生状況は、過去5年間と今年9月現在で年間150件前後で推移しています。そのうち、交通関連が約6割の90件から100件前後です。非常に多いというのが交通部門の実感です。ただ、この中で、実際にどれだけの方が第一次的に支援の相談を受けたり、いわて被害者支援センターに支援をお願いしているかという、年間1件前後というのが実情です。

交通事故の特徴的なこととして、死亡事故が2割から3割を占めています。これは、刑事部門や生活安全部門の事件では全く見られない傾向です。交通事故において支援対象の2割は御遺族です。御遺族への接し方については、よく考える必要があると感じています。

##### ○他機関との連携事例

令和5（2023）年、盛岡市から車で1時間半から2時間くらいかかる沿岸部で発生した事故における、いわて被害者支援センターとの連携事例を紹介させていただきます。

事故の概要は、押しボタン式の横断歩道を横断中の女性が信号無視をした車に撥ねられ、意識不明の重体になりました。意識不明の状態が長く続き、病院での療養のほかリハビリの転院もあり、お住まいの地区では対応できないため県央部の盛岡市内で、長期間の入院が必要になりました。介護のために沿岸部から盛岡市内へ通うことは、御家族にとって負担が非常に大きくなり、御家族は仕事を辞めて娘の介護等に当たられました。そのような状態が続く中、御家族から不安の声が捜査員にあったため、すぐに、いわて被害者支援センターに情報提供をさせていただき対応をお願いしました。

当時対応いただいた相談員に感じたことや困ったことなどを伺ったところ、当時は、多機関によるワンストップサービスもしくは同じ機関や自治体内でのワンストップサービスがまったく定着していない時期で、同じ市役所、同じ町役場の中でも違う部署にそれぞれ問合せをしてそれぞれ紹介するというように、個別に対応しなくてはならないこと、お住いの自治体から支援センターがある盛岡まで車で2時間弱かかるため、制度や窓口を紹介したくてもなかなか直接的な支援ができなかったということで、まさに今進めている機関内もしくは

多機関のワンストップサービスが非常に重要であると感じたと話されました。

なお、現在、その御家族は他県に転居されていますが、支援がスムーズに進むように、必要に応じて転居先の県への情報提供をさせていただく旨もご案内しているとのことでした。

## ○岩手県犯罪被害者等支援条例と多機関連携に向けた取組

岩手県では、令和6（2024）年4月1日に岩手県犯罪被害者等支援条例が施行されました。これを受け、今年4月1日に県庁所在地の盛岡市では、見舞金制度を含めての市町村条例を初めて制定しました。県内で制定しているのは盛岡市のみですので、他の都道府県に比べるとまだ始まったばかりというところですが、ただ、現在、複数の市町村において条例制定に向けた動きがあり、パブリックコメントなどを実施しているところもあると聞いています。

また、他県、市町村にも対応できるような制度もしくは支援事業を進めていくべく、市町村対象の勉強会や意見交換会、条例制定への具体的な助言を実施しています。先月には、市町村の実務担当者を中心とした多機関支援会議のシミュレーション研修会が開催されました。市町村によって担当部署が違うということもあり、自治体間はじめ、警察や支援センターとの情報交換等ができ、非常によかったと感じています。

## ○さいごに

今年10月12日、岩手県紫波町で死亡ひき逃げ事件が発生しました。当県警の被害者支援室及び多機関ワンストップを視野に入れて県のコーディネーターで体制をつくり、間もなく、岩手県の交通事件としては初めての多機関支援調整会議が行われます。

初めての事例ということで、手探りの部分も非常に多いと思います。今日の意見交換会での意見や参考事項等を聞き、少しでも支援の形が具体的かつ被害者及び御遺族にとって有効なものになるように進めていきたいと思っています。

## 「飲酒・暴走運転による交通事件

### ご遺族、被害者への関係機関による支援の連携」

あおもり被害者支援センターにおける飲酒・暴走運転による交通事件でのご遺族、被害者への司法関連の関係機関による支援の連携について事例紹介が行われた。

**【発表者】 （公社）あおもり被害者支援センター支援局長**

**工藤 美貴子 氏**

#### **【要旨】**

#### **○関係機関との連携状況**

青森県でも今年 10 月 1 日から多機関連携が始まったのですが、その当時は、まだそのような仕組みがありませんでしたので、司法関係の関係機関との連携が中心となります。

当センターへのご遺族や被害当事者からの情報提供と、警察からの情報提供も受けて支援を行いました。事件発生署の被害者支援の担当、県警本部の被害者支援室、当センター、それと裁判に向けて検察庁、裁判所、弁護士です。

連携の内容は、センターでは支援責任者が中心となり、各支援対象のご遺族や被害者当事者にはダブらないように支援員を配置しました。面接や付添い支援の状況を支援責任者が集約し、連携機関と情報共有しながら連携しました。センターの面接時には、警察の被害者支援担当者も同席して一緒に同じ話を聞いてもらいました。そのように、最初から対応している署の担当者が一緒にいることが、被害者やご遺族にとって、初めて会う私たちに対しても抵抗が少なく、負担が少なかったのではないかと思います。

センターの支援がつながってからは、都度電話連絡や訪問をしました。裁判に向けては、検察庁と連携を取り、ご遺族のニーズを検察庁に伝えながら、裁判所の下見に付き添いました。弁護士につなぎ法律相談時の付添いなどしました。マスコミ対応に関しては弁護士に大変尽力いただきました。

裁判では、綿密に検察庁の被害者支援担当者や裁判所と打合せをし、検察庁にも裁判所にも、ご遺族に個室の控室を用意していただきました。裁判という大変な負担の中なのでご遺族の要望等を確認しながら連携し支援を行いました。

#### **○関係機関との連携を振り返って、大切だと思うこと**

まず、情報提供制度によって早期の段階から警察との連携支援ができたことはとても良かったと思います。

次に、犯罪被害者支援室を通して犯罪被害者等の抱える問題や心情などを県警担当者と共有し、ニーズに沿った支援を役割分担を明確にしながら共有できたことも良かったと思います。支援室の心理師によるカウンセリングの中で共有すべきこと、センターの面接や日々の電話連絡などで共有が必要なことを、被害者やご遺族の負担が軽減される形で共有できたこ

とは良かったと思います。

気持ちが緊張される負担が大きい裁判においても、検察庁や裁判所と連携して行えたことは本当に良かったですし、これが元になり、この後の検察庁との支援も密になってきたと思います。

最後に、生活全体を見た支援の充実です。当時は多機関連携がなかったので、行政を巻き込んだ支援連携がきちんとした仕組みで取れなかったことが、やはり悔やまれます。遺族にはそれぞれいろいろなニーズや困り事があります。やはり、連携できる機関が一堂に顔を合わせて会議をし、支援することは、ご遺族にとっても負担が軽減されると思いますので、これからの多機関連携に希望が持てると思います。

裁判で被害者というのが終わるわけではないし、私たちの支援が終わるわけではありません。裁判の後も生活が続いていくので、私たちも司法関係の方々も、生活全体を視野に入れた支援が必要だと思います。令和6（2024）年の犯罪被害者白書の中に、青森県内の市町村の窓口担当者が書いたコラムがあります。交通死亡事故ご遺族に対しどのように対応すればよいのか、どのように配慮すればよいのか苦慮したという内容です。これからは、市町村の窓口担当者も安心して支援に携われるための研修やシミュレーションも行い、いつ起こるか分からない事件に対応できるような強固な連携体制を作っていきたいと思います。

## 「交通事故被害者等支援について」

秋田県警察本部における交通事故被害者等支援の取組や関係機関との連携について事例紹介が行われた。

**【発表者】 秋田県警察本部交通部交通指導課次長**

**小林 幸太 氏**

### 【要旨】

#### ○はじめに

事件や事故に巻き込まれると、これまでの平穏な生活は一変します。被害者にとっては、家族を失うなどの直接的な被害だけでなく、医療費や大黒柱を失うなど経済的な負担を強いられることも伴います。SNS の拡散により二次被害に遭われる方もおられると思います。被害者は、様々な問題に迫られるというのが現状です。それを前提に、私たち警察をはじめ地方公共団体や関係機関・団体は、それぞれの立場で被害者支援を行い、「途切れることのない支援」が必要とされていることを、皆さんと共通した認識として持っておきたいと思います。

#### ○秋田県犯罪被害者等支援基本計画について

秋田県では、平成 18 (2006) 年から 5 年を 1 期とする「秋田県犯罪被害者等支援基本計画」を策定しており、平成 25 (2013) 年には「秋田県犯罪被害者等支援条例」を施行し、支援体制の基盤強化を図っています。

当県における基本計画は、今年度が第 4 次計画の最終年度となります。引き続き、犯罪被害者等の権利と利益が保護され、再び平穏な生活を営むことができるよう、来年度から始まる第 5 次計画の施策内容について現在見直しを行っているところです。

#### ○秋田県被害者支援連絡協議会総会

それでは、関係機関との連携状況について、3 つの会議をご紹介します。

まず、今年 10 月 7 日、令和 7 年度「秋田県被害者連絡協議会」の総会を秋田県警察本部で開催しました。当県の協議会は、支援相談、被害の回復及び軽減、再発防止活動を効果的に推進することを目的として、平成 10 年に設立され、現在 38 の関係機関・団体で構成されています。

本総会においては、被害回復等のテーマに基づいた「実務担当者研究部会」として性犯罪や少年犯罪、交通事故被害者の各部会での情報交換を行い、緊密な連携と各事案への対応力の向上を図るとともに、県の担当者から「犯罪被害者等における多機関ワンストップサービス」の講演も行われています。

突然被害に遭われた状況下では、受けられる支援の内容や方法がわからずに、真に必要なとする支援にたどり着けない可能性があること、支援を提供する機関・団体に対して同じ説明

を何度も繰り返す負担や二次被害のリスクがあることの防止、そして、被害直後から日常生活や社会生活を円滑に営むことができるようワンストップで包括的な支援体制を構築して支援の強化を図る重要性について、共通の認識として周知されています。

## ○交通事故問題研究部会

次に、秋田県被害者支援連絡協議会の実務担当者研究部会として、県警察の交通部では「交通事故問題研究部会」を設置しています。研究部会は 18 の関係機関・団体に構成されており、今年 8 月 29 日の開催で 27 回目となりました。

部会の冒頭に、部会長より「被害者やその御家族は、直接的な被害のほかに被害者や御家族に向けられる配慮に欠けた対応により、精神的な苦痛や名誉を傷付けられるといった二次被害を受ける可能性があること」「被害者やその御家族の多くは、被害に遭ったという消えない事実と向き合い、苦しみと闘いながら生きていること」「早期に被害者や御遺族の身上に寄り添った支援活動を推進し、支援の充実を図っていくことも我々の重要な任務であること」と、本研究部会の意義について、参加関係機関・団体の代表者に対して説明しています。

本研究部会では、当県における交通事故の発生状況についての説明のほか、平成 23 年 8 月に最愛の長男を交通事故で亡くされた被害者遺族からの講話を聴講しました。

被害者遺族からは、「被害者に寄り添う気持ちにより発せられる最初の言葉（警察官の遺族に対する最初の言葉）から、被害者支援は始まっていること」「被害者支援担当者から『一緒に頑張りましょう』と言葉をかけられ、本当に心強かったこと」「支援する立場からの一方的な思い込みによる言葉（例えば、被害者遺族はこう思っているだろう、こういうふうにしなくてはならないなど）は、逆に被害者遺族を苦しめること」「被害者遺族の気持ちを正しく理解するためには、遺族の気持ちを確認することはとても大切なこと」といった、とても貴重な講話をいただきました。

## ○秋田県犯罪被害者等支援推進会議

県が主体となって行っている秋田県犯罪被害者等支援基本計画は、今年が第 4 次計画の最終年度となり、現在、来年度から始まる第 5 次計画の策定を進めています。

「秋田県犯罪被害者等支援推進会議」において、第 4 次計画での取組状況や県民に対する被害者支援に関するアンケート調査結果のほか、「命の大切さ学習教室」や「県民のつどい」など普及啓発活動の開催状況について説明しています。その他、当県警で対応している地図上に事故発生場所を表示して誰でも見ることができる「ココジコ」の運用について周知しています。

## ○さいごに

犯罪被害者やその遺族に対しては、講演会やキャンペーンなどにおいて、つらい思いを話

されるとともに被害者支援に対する貴重な御意見をいただいていることに、とても感謝しています。

県警察として、被害者支援に関わる機関・団体との連携を強固なものとし、今後も引き続き、犯罪被害者等に寄り添い「途切れることのない支援」を行ってまいりたいと思います。また、本日の意見交換会で関係機関・団体、他機関、他県から得た事例や意見を自県に持ち帰り、より良い視点につなげられるようにしたいと思います。

## (2) 意見交換

県ごとのグループに分かれグループディスカッションを行い、交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携の在り方や課題等について意見交換が行われた。

### 【岩手県】

#### ○被害者遺族への対応について

[意見]

- ・死亡事故の現場で最初に遺族に対面する際、被害者支援制度の手引きを渡して説明をしているが、発生直後に説明しても内容は伝わらないことを実感している。初めて遺族に接した時の声掛けや対応についてどのようにするのがよいかは難しい。
- ・重体で意識が戻らない被害者の事案で、父親に聞いても「今は、何もない。意識が戻らないし、どうしたらよいかわからない」という返事。とにかく最初は話を聴き、「大変でしたね」という声掛けの電話をしているうちに、「食事ものどを通らない、夜も眠れない」という相談も受けるようになった。被害者の意識が戻ってからは、父親と対面で、リハビリのための転院や家の増築、保険関係など様々な相談も受けるようになった。
- ・警察から事件送致後に、被害者遺族や被害者本人に連絡をして事情を聞く際に、被害者支援センターに付添い支援をしてもらうことがある。裁判に当たっては、裁判所に遺族の要望について相談とお願いをする。県警本部と所轄の警察署の被害者支援担当者と情報共有をし、協力を得て対応している。
- ・事故現場に入り、亡くなった方の遺体搬送の際に、遺族がいるそばで手を合わせるのは性急に思われて申し訳なく、ただ頭を下げて通ったことがある。
- ・医療職、看護職としては「交通被害者」というカテゴリーはなく、救急搬送された方の救命と、その後の危機状態のフェーズにおいて、臨床心理士や医師、看護師など関係職種でチームを組み対応する。看護師としては、寄り添い傾聴に徹する、遺族の肩を抱いてさすったりすることができる。
- ・5年更新で試験を受けながら専門性を発揮する「精神科認定看護師」も当県には20名弱おり、精神科の医師や、急性期を経てリハビリや家族の問題に関しても傾聴できる職員もたくさんおり、各機関からの依頼があれば対応できる。
- ・当機構は、長期的に中度の後遺障害になられた方への介護料支給の制度や、親を亡くしたこどもを対象とした「交通遺児友の会」があるので、関係機関の協力を得てつなげていければと思う。
- ・当機構には、交通事故で脳を損傷して重度の後遺障害になった被害者を専門に治療する療養施設が全国に12か所ある。事例紹介の被害者については、当時、仙台市にある「東北療養センター」への入院について、父親と話をさせていただいた。

- ・令和5（2023）年12月から「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が矯正施設でも始まった。これは、被害者から加害者に対して自分の気持ちを伝えたい場合に、被害者担当官がその被害者の下に赴き話を伺い、それを加害者に直接伝えるという制度。この制度が始まるに際し、被害者支援で何が一番大事なのか、どのように被害者に対応すればよいかなど、被害者支援センターで研修を受けた。被害者と会った時に、自分たちの一言で傷つけたり、二次被害につながることはないよう、年に2回、被害者担当官が集まり研修を行っている。
- ・来年1月13日から法テラスで、国費の制度として「犯罪被害者等支援弁護士制度」が施行される。適用されるのは施行後の被害に対してではあるが、今までも、日本弁護士連合会の財源で支援制度はあったので、施行前の被害であっても日弁連の制度を使って弁護士をつけることは可能。
- ・マスコミ対応に弁護士が早めに介入することで、本人直撃を防ぐことができる。事例紹介の事案でも、マスコミ各社に直接の取材は控えるよう連絡をすることで本人への直撃を防ぐことができた。
- ・ソーシャルワーカーは生活支援がメインとなる。事故当初は何もないと言われても、時間が経つに従い生活も変化する。関係者が定期的に集まり、現在の生活に必要な支援は何なのかを検討する場が必要。ただ、支援チームがあったとしても、市町村に具体的な支援メニューがないとつなげづらいので、そこを充実することも必要。

[川本氏]

- ・「犯罪被害者等基本計画」は、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用に言及している。被害直後の支援も非常に重要だが、支援が長期化した場合は、生活を支援するという面で社会福祉の観点からの支援は非常に重要。

## ○多機関連携について

[意見]

- ・令和6（2024）年に「犯罪被害者等支援条例」が施行され、令和7（2025）年から「犯罪被害者等支援実施計画」が策定され動き出したところである。様々な専門家から意見を聞きながら、より良い施策を進めていこうという中、被害者支援が必要な事件が起こり、支援調整会議を実施する予定である。被害者の遺族や家族に必要な支援が届くよう、しっかりと会議を進めていきたい。
- ・当市では、県主催の勉強会などに参加しながら、庁内の体制整備を行うために、支援勉強会や犯罪被害者支援の支援メニューを考えているところである。

[川本氏]

- 京都アニメーション放火殺人事件（令和元（2019）年）の裁判（令和5（2023）年—令和6（2024）年）では、100名以上の遺族が集中審理のため検察庁に集まり、バスで裁判所に移動することになった。被害者支援センターは、裁判所に行って何か問題があれば手伝うという、いつもの支援とは異なる対応となった。その際に、検察庁、裁判所、弁護士の法曹3者間で連携を取り、そこに被害者支援センターが連携するという形が取れて、非常に有効であった。
- 埼玉県や神奈川県では、ワンストップセンターを作り常駐方式を行っている。一方で、大阪府は「支援調整会議」方式を始めている。
- 「支援調整会議」は、県がリーダーシップを取り、県警と被害者支援センターの3者が核となり、そこに犯罪が発生した市町村が加わり4者で会議を開き、そこから必要な専門職につないでいく形で進められる。
- 事件が起きたときに全てに関わるのは県だが、実際に支援を担当するのは市町村である。
- 京都府と秋田県はかなり早くから全市町村に条例があるが、全国的に言うと、全市町村に条例がある都道府県は少ない。岩手県も市町村の条例があまりない。生活支援のフロントとなる市町村に条例があるかないかですぐぶん違う。見舞金制度も、是非市町村で進めていただきたい。

[意見]

- 被害者に最初にコンタクトするのが警察である。被害者を傷つけないよう、警察官一人ひとりが対応を苦勞しながら頑張っている。事件送致後も、取調べに当たった警察官は、この先の生活やこどものことなどいろいろな悩み相談を受け、心を痛め、寄り添いながら対応している。そこで警察にとって拠り所となるのが、本日参加している関係機関の方々である。これから「ワンストップサービス」もできるので、関係機関と連携しながら、その先にある関係機関の支援に被害者をつなげていけるようにしたい。

[警察庁・牧氏]

- 地方自治体や関係機関・団体において、被害者支援という意識や業務も充実してきた。是非こうした会議の場を県内で年に何回か設け、各関係機関・団体がどのような支援ができるのかを共有できていれば、いざ被害者から相談があった時に引き継ぐことができるので、情報共有と連携の場を引き続き実施していただきたい。

## 【青森県】

### ○被害者支援の連携の好事例や課題

[意見]

- ・当県では、今年10月から「多機関ワンストップサービス」で被害者等支援に取り組む体制を構築したばかりで、連携の在り方に関しては手探りの状況。
- ・多機関ワンストップサービスの体制においては、被害者支援センターに犯罪被害者等支援コーディネーターを担ってもらっている。ただ、運営側として、各関係機関・団体にどのような被害者等支援のサービスがあるのか分かっていなかったり、支援について取りまとめた冊子をホームページで公開しているが使ったことがなかったりするものもあり被害者等にとって適切なサービスを提供できているのか不安になる。関係機関から、サービスについての情報提供をいただければ、今後の運営に役立てたい。
- ・交通事故によって脳損傷もしくは脊髄損傷により重度後遺障害を負われた方の支援や、交通遺児の「友の会」を行っているが、当機構の認知度が低いことから、被害者等支援のサービスを受けられる対象であるにも関わらず、知らないがために支援を受けられない方がたくさんいる。関係機関に知ってもらい、連携して被害者等支援に取り組んでいきたい。
- ・県の総合的対応窓口では犯罪被害者等からの相談実績はほとんどなく、何年かに1回程度。カウンセリングを受けたいという相談については、被害者支援センターにつないだ。
- ・矯正施設では、令和5（2023）年12月から「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の運用が始まったが、周知が十分ではなく、利用は20件に達していない状況。
- ・事例紹介の事案においては、検察庁とセンターと県警とで5月の裁判に向け3月くらいから打合せと検討を行い、公判期日の5日間は毎日打合せや振り返りを行った。
- ・校外学習中に交差点で信号待ちをしていた小学2年生の児童が、交差点に突っ込んできた車が正面衝突するのを見てしまった事故があり、スクールカウンセラー派遣の緊急連絡が入った。約15分間で7～8人のカウンセラーに連絡をし、30～40分後には緊急カウンセリングを始めることができた。
- ・スクールソーシャルワーカーは何をする役割なのかがわかりにくく、あまり利用されていないことが課題。当県でも配置はされているが認知度が低い。現状では、学校の教頭先生に「ソーシャルワーカーに相談したい」と言わなければ、つながらない。カウンセラーのように、もっと利用しやすい仕組みにならないものか。

[井上氏]

- ・スクールカウンセラーの派遣については、リストがあり、常に連絡できる体制があることが、初動も速く、迅速な対応につながったのだと感心した。

- ・時間を経てから、事故を何度も思い起こしたり、心身の変化に現れたりすることもあるので、スクールカウンセラーから先生方へ、こういう症状も出るかもしれないと伝えておくことがとても大事である。

[櫻井氏]

- ・神奈川県では来年1月に、学校における犯罪被害者支援のパンフレットを配る予定。交通犯罪やきょうだい遺児など様々な支援に活用できる内容となっている。県ホームページにも掲載されると思うので、参考にしていただけるとよい。

[意見]

- ・交通事故で息子が亡くなった父親の事案で、当時、厚生労働省は「犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度」を推進していたが、浸透しておらず周知がされていなかったため、父親は仕事を辞めざるを得なかったということがある。

[井上氏]

- ・休暇制度は深刻な問題。裁判員裁判の裁判員には休む権利が多く職場で認められているが、裁判に被害者として参加する遺族には職場が休みを認めないという現実がある。警察との打合せや裁判のため、遺族が他県まで出向かなくてはならない場合も休みが認められていない。例えば、検察や警察との打合せはオンラインですが、他県に住んでいる被害者遺族との打合せには何回かに1回は検事が出張で出向くというように、被害者側が仕事を休まなくても済むような支援をしていただきたい。

[櫻井氏]

- ・会社の理解も必要。被害者は事故現場に近づけないという回避症状があるので、通勤の際に事故に遭った道を通れずに別のルートから行かざるを得ない場合、通勤手当が出ないとか労災に遭ったときの補償はどうなるかなど、経済面での問題は大きいものがある。

## ○今後、取り組んでいけること

[意見]

- ・「現場捜査員の第一声から被害者支援が始まっている」という意見があった。その立場の者として、本会で勉強したことを持ち帰り、共有したい。
- ・社会福祉士は、学校、病院、役場の福祉担当部署など、様々なところにいる。どこかの社会福祉士につながれば適切な社会福祉士につながり、その社会福祉士から適切な関係機関へとつなぐことができると思うので、連携させていただきたい。

- ・交通事故を弁護士が取り扱う際は、民事の損害賠償の相談として関わることが多く、必ずしも被害者支援を専門的に扱っている弁護士が受けているとは限らないのが実情。今後、県警や被害者支援センターなどとの連携をしていけるとよい。
- ・当機構は、重度後遺障害者に対する介護料の支援を行っているが、事故に遭った時からではなく申請を出した時からとなるため、その制度を知らなければ、受け取れたはずの金額が受け取れないことになる。重度後遺障害者、交通遺児、被害者からの相談があった際は、当機構につなげていただきたい。
- ・被害者支援センターにつながる交通事件の支援が減っているように思われる。弁護士特約で早い段階で弁護士につながり安心感を持たれたり、ネットで調べることができたり、警察の支援も充実してきたということがあると思うが、中長期の支援を考えると、まずは被害者支援センターを紹介してほしい。その時に支援につながらなくても、後でつながることもあるので、被害者支援センターを被害者遺族に伝えながら支援を続けていただきたい。
- ・被害者の負担はずっと続いていくので、被害者支援に関係する団体は中長期の視点で適切などころにつなげていく必要がある。10月から始まった「多機関ワンストップサービス」では、ニーズが不透明な段階であっても、つなげていくことがとても有効と思う。

[井上氏]

- ・多くの遺族が、被害者支援弁護士が見つからない、どうやって見つければよいかわからない、と困っている。ホームページの弁護士プロフィールに、その弁護士を実際に利用した遺族の声を添えるなどして、どの弁護士が本当に被害者支援で助けになってくれるのかわかるようにしてもらえるとよい。

## 【秋田県】

### ○被害者支援の連携の好事例や課題

[意見]

- ・案件がそれほど多くないこともあり、どのように連携していくかを検討している状況。
- ・支援に対する意識の持ち方などを共有し、情報交換をするため、毎年、交通事故問題研究会を開催している。意見交換を続け、新たな方策が見つけ出せればと考えている。
- ・各関係機関がどのような支援活動をしているのかお互いに理解していなければ、被害者はたらい回しになる危険性もあるので、本会のような意見交換の場で一度顔を合わせておけば、次からは率直にお互いの気持ちを伝え合い、話を進めることができる。
- ・ローカルFMラジオ局にスポンサーを見つけてもらい、毎週木曜日の午後1時から30分間、関係者が被害者支援の行事紹介や支援者の気持ちを話している。数年に1回は被害者に出演してもらい、自分の気持ちを話してもらっている。放送エリアは、秋田市内中心部と大仙市や横手市など県南地区で、この放送を聞いて相談に来られる方も年に数人いる。本当

であれば、全県に届くような FM 局の協力をいただきたいところだが、経済的にも逼迫している状況なので難しい。協力していただけたところがあれば広げていきたい。

- ある講演で講師を務めていただいた被害者から、『気持ちはわかります』という言葉は言ってほしくない」との話があった。被害者によって、言ってほしくない言葉や助けてもらった言葉はそれぞれ違うと思うので、被害者の気持ちをより多く聞ける機会を増やす必要がある。情報が多ければ選択肢も増え、より良い被害者支援につながると思う。

[中土氏]

- 事例紹介で、被害者から「一緒に頑張りましょうって言ってくれたのが嬉しかった」と言われたと紹介があったが、「被害者は『頑張ってる』と言われるのはつらい」というのが、よく聞かれる話なので、事例では、「一緒に」というところがよかったのだろうと感じた。

[意見]

- 事故捜査を担当しているため、最初に被害者や遺族と接する立場にある。交通事故用被害者の手引きを渡し、「今は気持ちが落ち着いていない状態にあると思いますので、落ち着いた段階でこれを見ていただいて、質問があればいつでも私宛てに連絡をください」という対応をしているが、それに対する反応も、「何でもっと早く説明してくれなかったのか」「あの時落ち着いてから見てくださいと言ってくれたので助かりました」など様々あり、何が正解なのか、どのように声をかけたらよいのか毎回悩んでいる。

[中土氏]

- 被害者の感じ方はそれぞれ違う。情報が入ってきてもすり抜けていくことも多いので、大事なことは繰り返し伝えることが大切。手引きには、付箋をつけたり、頁を折るなど印をつけてもらえると記憶に残りやすい。早期支援が適切に入った被害者は、再び人を信じようとか社会を信じようという力を取り戻すスピードが違うので、警察に適切に対応いただくことはすごく重要となる。その中で、支援センターと連携をとったり、行政につなげて生活支援などをしてもらえれば、被害者が社会に戻っていく、生活を取り戻すスピードが違うと思う。

[意見]

- 重度後遺障害を負われた方に対しての介護料支給は、県内で25名程度で、新規入会も数年に1件くらいしかない。当機構の制度を利用できるのは症状が固定してからのため、事故から早くても1年半くらい経過しており、事故当時に制度について聞いていてもすり抜けてしまうことも多く、再び認知できるのが事故から何十年経ってという形になってしまう。市町村の担当者も、交通事故に遭い障害を負っているかどうかまで把握できていないこと

が多かったり、相談自体も年に2、3件あるかないかという状況ではあるが、対象になるかならないかは別として、ぜひ当機構の制度を紹介してほしい。

- ・被害者支援業務としては、被害者に対し、「被害者等通知制度」を積極的に周知し、段階に応じて通知を出している。また、「犯罪被害者の方々へ」というパンフレットを活用し、受けられる制度などを説明するほか、各種連絡協議会で出席者に配布したり、庁内の各所に置いて被害者が来庁の際には目を通すことができるようにしている。
- ・公共交通事故の被害者に対しては、国土交通省の相談窓口の電話番号が記載された「コンタクトカード」を渡すことで、ワンストップサービスにつなげている。
- ・令和4（2022）年に起きた知床遊覧船事故については、被害者1家族に対し支援員1名を専属で配置し支援を行った。
- ・被害者支援について高い見識と経験を有する方を被害者支援アドバイザーに任命し、被害者の心のケアやマスコミ対応についての助言をもらっている。同時に、支援員の心のケアについても重要と考えている。
- ・被害者及び遺族同士の連絡や情報を共有するための定例の連絡会を、オンラインを活用して行っている。
- ・来年の1月から「犯罪被害者等支援弁護士制度」が導入されるが、登録をどうするのか実際どれくらいのマンパワーが必要なのかも含めまだ不透明で、どういう関わり方をするのかもまだ具体的に見えていない。
- ・加害者側を扱っている施設としては、加害者側と被害者側を結びつけるのは良くないと思っていたが、令和5（2023）年12月から「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」の運用が始まり、刑務所の職員と被害者が接する場を設けた際に、被害者から「話ができ本当によかった」と言われ、私たちもやってよかったという気持ちになった。ただ、この制度は、被害者側の意見を伝達した上で被収容者等の再犯防止につなげるというのが一番大きな意図なので、被害者支援だけではないという部分で迷う気持ちもある。全ての加害者の反省に結びつけられるかどうかはすごく難しい部分もあるが、少しでも反省につながるために、今後も活動したい。

[中土氏]

- ・被害者側としては、被害者等の心情等の聴取・伝達制度は加害者更生とセットになっている面で、受け入れるのが難しい気持ちもある。ただ選択肢が増えたことと、何より職員の意識が変わったというところで、刑事手続の被害者支援の最後の部分として、より一層良いものにしていただきたい。

## ○今後、取り組んでいけること

[意見]

- ・被害者と最初に接する立場として、被害者遺族の気持ちを広く警察官に周知していかなければならない。
- ・本会で得た他機関の貴重な意見を自庁に持ち帰り、今後の業務の質を良くしたい。
- ・矯正施設は被害者より加害者側との距離の方が近い職務であるが、本会での意見交換を業務に活かしたい。
- ・普段から顔を合わせて、顔の見える関係性の構築が大事。来年度からの多機関ワンストップサービスの本格運用に伴い、支援調整会議に関係機関が一堂に集まった時のものを言いやすい空気というのは、普段からの関係性と考える。初見よりも、一度会ったことがあるほうが抵抗感も薄れる。これから説明会などを実施する際には、各関係機関の連携を取れるようにしたい。
- ・関係機関・団体の連携協力が重要。地域や県で差があってはならないので、管区という大きな枠組みの中で関係性を構築するバックアップができないか、今後の課題としたい。
- ・岩手県から、10月に発生した死亡引き逃げ事件の支援調整会議を間もなく開催予定という話があった。警察庁のシミュレーションでは、事件発生1週間後に会議を開催する想定で研修が行われたが、実際には、被害者の問題を把握して支援調整会議の必要性の判断まで2か月くらいの時間はかかるということ、そこまで急いで開かなくてもいいという感覚を掴めたのは非常に収穫があった。

[中土氏]

- ・私は21年前に交通死亡事件で次男を亡くした。5月9日の事故で、7月には第1回公判が開かれた。2か月くらいで裁判になるケースもあれば、そうでないケースもあるので、ケースごとに1週間から数か月の範囲で開催時期を調整する必要があると思う。

### (3) 意見交換の共有

意見交換の後、全員で意見の共有が行われた。

岩手県では、開催地ということもあり、特に多くの幅広い関係機関からの参加があった。これから「支援調整会議」が進められるに当たり、多機関連携が重要であることが再確認された。そのほか、被害者に最初に接する時の声掛けについての意見交換や、各関係機関とは対面で話をするすることで、相手の顔も分かり、つながることができるため、対面の場も大事であることを共有した。

青森県では、「多機関ワンストップサービス」を10月から運用開始しているが、参加団体や支援サービスの利用など手探りの状態であり課題が残されていると報告があった。また、被害者支援センターからは交通事故被害者につながりにくくなっていることや、学校関係ではスクールソーシャルワーカーの運用が少ないこと、各関係機関とも周知広報がされていないこと、被害者側の休暇制度の支援などを、解決しなくてはならない課題として共有した。

秋田県では、来年度から「多機関ワンストップサービス」が本格運用されるに当たり、「顔の見える関係性」が大事であることを共通認識とした。被害者への対応に当たり、最初の声掛けに際しての言葉の大切さや、支援の手引きを渡すタイミングについては被害者それぞれの思いがあるので正解はないことを共有した。また、「被害者等の心情等の聴取・伝達制度」や、県内におけるナスバの介護料支給の制度利用数が少ない実情、国土交通省の公共交通事故におけるワンストップサービスなどについて紹介された。

井上委員より、被害者への支援については、事故から5か月経ってやっと電話1本かけてみようかと思えるようになったという自身の経験からも、心のケアが必要になるのはもっと日が経ってからの場合もあること、また、困っている内容も質も量も変わっていくため、事故直後だけではなく繰り返し声を掛け続けてほしいと示された。また、同じようなつらい目に遭った者同士がつながる機会や場が必要だとし、人間同士のつながりで被害者は救われるものだと示された。

川本委員より、対面でつながること、そのつながりが広がっていくことが非常に大事だと話された。そして、全国の都道府県・市町村により犯罪被害者支援条例の制定状況は異なり、全市町村に条例がある都道府県はまだ20に達していないこと、秋田県はかなり早い時期に全市町村に条例を作ったが、青森県は全市町村に作られたばかりで、岩手県は盛岡市だけにできたという状況であることを話された。これから支援調整会議が広がっていく中、非常に大きな役割を担う市町村が、条例を持っているかどうかで大きな違いが出てくるだろうと指摘され、全国の状況を見ながら近隣県と情報交換をし、更に被害者支援の質を高めてほしいと示された。

最後に秋田県より、多機関ワンストップサービスの運用に当たり、相談受理票など情報のやり取りにメールを使っているか、使っている場合の情報漏洩対策について質問がなされた。青森県では、相談受理票のやり取りにメールも活用しており、メーリングリストの作成と必

ず複数人体制でチェックを行うことで、誤送信がないように対策していると回答があった。岩手県では、要領において原則的には個人情報のメール利用は不可としているが、他機関の話も受け、メール利用なしというのも厳しい面があるので、要領の改定も視野に検討を進めていると回答があった。川本委員からは、メールの利用は非常に重要な問題であり、各都道府県の対策をもっと活発に情報共有することが必要と示された。

## 7. まとめと今後の方向性

### (1) まとめ

#### ①開催について

本年度は、岩手県、青森県、秋田県の関係者を対象に岩手県で開催した。

交通事故被害者等支援に係る関係機関の連携強化をテーマとし、出席団体による事例紹介が行われた。岩手県警察本部による事例紹介では、岩手県における交通関連の被害者支援対象事件の発生状況や他機関との連携による支援対応事例の紹介があり、機関内・多機関ワンストップサービスの必要性を確認した。(公社)あおもり被害者支援センターによる事例紹介では、飲酒・暴走運転による交通事件において、早期段階から警察や司法関係機関と役割分担を明確にした被害者支援を行えたことが良かったとする一方で、当時は行政を巻き込んだ支援連携の仕組みができていなかったことが悔やまれるとし、多機関連携による継続的な生活支援が必要であることを共有した。秋田県警察本部による事例紹介では、全国でも先進的に取り組まれている被害者支援連絡協議会や交通事故問題研究部会、犯罪被害者等支援推進会議等の取組が紹介された。

意見交換の共有では、各県における関係機関の取組状況や他機関連携の状況について共有し、これから本格的に運用が始まる多機関ワンストップサービスがうまく機能することが重要であること、そのためには関係機関が対面でつながること、そのつながりが広がっていくことが大事であることを確認した。

#### ②参加者について

行政関係者など被害者支援に携わる方々が参加した。

#### ③出席者アンケート結果について（一部抜粋）

参加者からは、

ア 出席団体による事例紹介「岩手県における交通事故被害者等の支援について」

- ・実際の支援対応事例を基にした発表であり、具体的で参考になった。
- ・岩手県における交通事故被害者等の支援状況を知ることができ、また、多機関ワンストップサービスに向けた取組の現状も知ることができ、自県の取組の参考となる。
- ・発生状況数等基準になると思った。支援条例の施行についてのパブリックコメントの取組も支援充実につながると思う。
- ・岩手県の実情（中央から遠隔地への支援の遅延、継続支援の困難さ、支援員の育成の急務）と課題は理解できた。同時に岩手県の取組はこれからなのだと実感した。生活支援は、発生した場所、被害者、加害者等関係した人々の居住地である自治体が関わっていかなければならない重要な課題であることを認識した。
- ・岩手県内の被害者支援対象事件について、交通関連が多いこと、2割は死亡事故に

つながり遺族の支援を行っていることを知り、遺族とどのような態度で接し、どのような声掛けが適切かなどを考える機会が持てた。

- ・被害者支援対象事件の約60%が交通関連であり、うち死亡事故が約20%と、支援の対象が被害者本人ではなく遺族となっている現状が分かった。また、岩手県における各種の取組と現時点における課題についても、概要を知ることができた。
- ・被害に遭われた方やその家族に対して、その方々がどこに住んでいても支援を受けられる体制づくりの難しさと、それに向けた努力について考えることができた。
- ・機関内・多機関ワンストップサービスの必要性を改めて考える機会となった。
- ・多機関連携に向けた取組において、被害者多数の交通事故を想定した研修会により、情報交換の場を設けたとあった。当県における連携を推進するに当たっても、各機関における制度を全ての機関での共通認識とした上で、より充実した支援を行っていかねばならないと感じた。

#### イ 出席団体による事例紹介「飲酒・暴走運転による交通事件 ご遺族、被害者への関係機関による支援の連携」

- ・具体的な事例で説明され、関係機関との連携の重要性がよく分かった。とても分かりやすい表現と携わった方々の心情も伝わった。段階ごとの関わり方、被害者、加害者の関係者への配慮等、個別の気配りも学んだ。
- ・発生時から時間の経過とともに被害者遺族の気持ちやニーズが変化していくこと、関わる者がどのような覚悟をもって接する必要があるのかなど教えていただいた。
- ・報道関係への在り方の対応、裁判所や検察庁との連携を行い遺族の負担軽減を図った具体的取組、司法関係者を含めた遺族への生活支援が必要であることについて、大変に参考になった。
- ・実際の事例や行った支援、関わった機関などの話を聞き、多機関連携のイメージを掴むことができた。
- ・他県のセンターがどのような流れで支援を行っているのかを聞くことができ、事案が自県で発生した際にどう動くことができるだろうかと考えさせられた。“生活全体をみた支援の充実が大切。裁判の後も生活は続いていく。裁判で終わりではなくその後も支援が必要”という旨のことを、実際に支援を行っている方から改めて聞くことができ、必要性を実感した。
- ・遺族や被害者支援の重要性について再認識することができた。また、カウンセリングの必要性と報道の在り方について学ぶことができ、有意義な時間となった。
- ・「情報提供制度」が確立されていたことで早期の段階から警察との連携支援ができたことが参考になった。また、犯罪被害者支援室の役割の重要性も理解できた。
- ・被害者、遺族の負担軽減のため、警察の支援担当者と支援センターの担当者による

共同聴取、要望の共同把握・認識など多機関連携に向けた今後の対応の参考となった。

- ・ 検察庁を交えた具体的な司法面での支援の参考となった。遺族相互に連帯していくという点は意外であったが、そこには支援員に対する信頼があったからこそであると感じた。

#### ウ 出席団体による事例紹介「交通事故被害者等支援について」

- ・ 具体的な説明が良く、共感した。参考になる面が聞けた。支援員の心のケアも大切。
- ・ 被害者支援関係部署・団体との交流はあるものの、交通事故関係の部署との交流の機会は少なかったことから、参考になった。
- ・ 県の基本計画の策定などが背景となって、東北6県など全国にさきがけて支援条例等を制定できたものと思った。
- ・ 組織的に確立され、協議会の開催や交通事故研究部会の設置等、必要なものを取り入れるスピード感のある取組は参考になった。
- ・ 被害者連絡協議会についての説明やワンストップサービスの充実化について、勉強になった。
- ・ 思い込みによる支援は被害者を苦しめることとなる場合があり、遺族の気持ちを確認しながら進めることの必要性を再認識した。
- ・ 支援協議会に交通事故問題研究部会を設けていること、“ココジコ”というシステムについて参考になった。
- ・ 「地域、市町村による差があってはならない」という一言があり、まさにそのとおりだと感じる。秋田県ではその差を小さくするための連絡協議会等を開催し、意見交換、情報提供を行っているとのことで、各機関の相互理解が進んでいるものと理解した。
- ・ 秋田県の犯罪被害者支援が進んでおり参考になった。支援メニューの資料は、市町村ごとに作成すると分かりづらいため、秋田県のようなものがあれば分かりやすいと思う。
- ・ 条例制定先進県であり、当県の今後の参考となった。警察のみならず、県の機関をはじめ相互に連携していることが参考となった。

#### エ 各県ごとにグループに分かれて意見交換について

- ・ 様々な交通事故被害者等支援関係団体が集まり、関係団体同士のつながり（ネットワーク）ができることは良いと思った。それぞれの団体が被害者にどのように関わっているのか参考になった。しかし、意見交換の時間はもう少し必要だと感じた。
- ・ 異なる立場の方々から、被害者支援の在り方や、大変なこと、困っていること、課

題等、様々な意見を聞くことができ、参考になった。

- ・ 現在、多機関ワンストップ体制構築に向けて取り組んでいる。各関係機関が対応できる事項を直接聞くことができ、今後に生かすことができた。
- ・ 各々の役割とそれを行うこと、非常に大切に話し合えてよかった。一緒に話し合えたこと自体が有意義だった。
- ・ ナスバのような団体があることを初めて知ることができた。各関係機関の連携がシステムティックに運ぶとともに、人材育成が重要であると感じた。また、感情労働者として、被害者支援に当たる職員のメンタルヘルス教育等も必要。
- ・ 交通事故被害者と関わりが多いと思われる市町村等の団体の参加者が非常に少なく、残念であった。
- ・ 同じ県内の交通事故被害者等支援に係る団体等がどのような支援をしているのか、できるのか知ることができ、これから開始される多機関ワンストップサービスの運営に大いに参考となった。
- ・ 改めて、支援には、多くの機関の協力が必要だと思った。支援員は一人で抱え込まず、必要な支援を求めて被支援者がより良い方向へ行けるように協力し合えることが大事。また、支援員の育成は急務で次世代の支援員も育てながらの育成が望ましいと感じた。こちらの気持ちを押し付ける自己満足な被害者支援だけは絶対やってはならないと思った。
- ・ 川本委員の巧みな司会進行により、様々な組織の話聞くことができ、とても有意義な時間を過ごすことができた。他機関と連携するためには顔の見える関係づくりが大切だと感じた。
- ・ 普段の業務において接点のなかった各種関係機関・団体からの好事例紹介や具体的な相談内容、課題について、幅広く認識することができ、大変参考となった。
- ・ 今後、被害者から相談を受けた際は、可能な範囲で関係機関に繋げて行くなど、より円滑な支援に繋げて行きたいと思った。
- ・ 当県ではまだ意識付けをはじめ実際の連携要領など不足している点が多いことを痛感させられた。
- ・ 県内における被害者支援に関する各団体の取組状況等直接話を聞くことができ有意義であり、大変参考になった。
- ・ 各団体の業務内容に終始し、提案等、先験的発言がなかった。
- ・ スクールソーシャルワーカー等教育現場における支援、刑務所における被害者支援等、これまで知らなかった支援制度について理解することができたため、当機関での支援の参考としたい。
- ・ 多角的、多面的な意見発表により、それぞれの機関で行われている取組や好事例、課題等を知ることができた。複数機関の連携により、よりよい交通事故被害者や家

族への支援につながっていることを知ることができ、有意義な時間となった。

- ・関係機関・団体が一堂に会することで、互いの顔が見えたことが一番。今後の連携強化につながるものと感じた。
- ・支援する側の相互理解がないと、実際に支援する上で疑義が生じるものであり、それぞれの機関がどのような支援が可能かという気付きがあった。
- ・非常に短い時間であり、もっと意見交換の時間があれば良かった。意見交換の単位も同一県内はもとより、他県との意見交換も必要と感じた。

#### オ 意見交換の共有、質疑応答について

- ・他県の取組や好事例の紹介が参考になった。県、警察、支援センター、市町村が第一の相談窓口となり、次の段階で関係する団体へつなげていただくと効率が良いと感じた。
- ・ワンストップサービスが開始されるに当たり、守秘義務の在り方など多くの課題が生じるように思った。
- ・とても参考になった。今後役立てたい。継続的に関わるのは市町村で、実際実務的な部分は市町村で行っていくことになると思うので、条例の制定は必要だと実感した。
- ・各県において、どのような取組や課題点、疑問点があるかを細かく聞いてよかった。
- ・他県ではどのようなことが共有されていたのかを知ることができて、それぞれの県の特色などを知ることができてよかった。短時間で多くの知識が得られたので、有意義だった。
- ・井上委員からの具体的提言（被害者等の立場から、急性期における対応、感情の波や量を考慮し、制度説明を含め随時確認していくなどのきめ細やかな対応が必要）が参考となった。
- ・井上委員が話してくださった、そばにいる存在という意味を考えたとき、当事者としての実感が強く込められた話だと感じたのと同時に、支援者側にも同じことが言えると思い、支援者に対する支援を何となくだがイメージすることができた。
- ・各県の実情と課題の違いが分かったほか、当事者である井上委員の話を直接聴くことができ、生の声を聴くことの大切さを感じた。
- ・各県の意見交換の共有を聴き、各県の課題や認知度の低い制度等を知ることができた。
- ・時間の都合上、他グループの意見交換の内容を十分聞くことができず、理解を深めるまでには至らなかった。
- ・時間の都合上、簡単な説明だったが、各県の実情を概ね理解できた。
- ・それぞれの機関からの意見発表に対しての質疑応答を行ったことで、視点の変化や

意見の深化につながっていた。限られた時間の中での質疑応答であったが、ファシリテーターの配慮により、参加者全員からの意見を吸い上げることができ、有意義な時間となった。

カ 意見交換会に参加したご感想・ご要望・ご意見等

- ・交通事故被害者への支援に焦点を当てた研修・セミナー等、各関係機関からの話がとても参考になった。更に、心身両面で看護職が支援できることを模索できると思った。
- ・交通事故被害者の支援を取り扱ったことがなかったので、実際の事例を参考にして話し合えたことで参考になった。
- ・もっと実際の事例を聞いてみたいと思った。
- ・各担当者の顔を直接、拝見できたことがよかった。
- ・交通事故被害者等の支援に、これほど多くの機関が携わっていることを知り、多機関ワンストップが円滑に導入できるようになれば、これまで以上に支援を充実させることができると感じた。
- ・岩手県警から事故後相談に来られる方が年間1件程度であるとの話があり、警察や支援センター等よりも身近である市町村にはもう少し相談が来ているのではないかと考えていたが、市町村からの参加者が少なく相談状況も分からず残念だった。支援漏れを防ぐためにも、多くの団体が出席できるよう工夫していただきたい。参加しやすい日時や開催場所を調整いただきたい。月末月初の開催はやめる、遠方からの参加者も多くいるため開始時間をもう少し遅くする、開催場所を駅近くに設定する等。
- ・交通事故被害者支援について、業務として携わったことがないため、実情を知ることができて非常に参考になった。特に、交通事故被害者で被害者支援センターを活用する人が少ないこと、被害者の休暇支援が整っておらず、まだまだ支援が必要なことなど。
- ・当事者から、あの時もっとこうしてほしいなどといった声をもっと聞きたいと感じた。
- ・様々な機関が持つ支援メニュー等について学ぶことができた。今後実際に多機関連携をして支援を行う際の視野が広がったと感じた。
- ・改めて被害者支援の重要性、他の機関との連携の必要性などを認識することができたとともに、各関係機関・団体の取組状況など知ることができ大変有意義な意見交換会であった。
- ・他機関の取組状況を把握する機会となったので、当機関での担当者と情報共有の上、今後の支援に生かしていきたいと考えている。

- ・機会があれば、是非次回も出席させてほしい。
- ・市町村職員のため、犯罪が起きた後の警察署等の動きなどが全くわからなかったのが業務の参考になった。事前アンケートの配付もありがたい。各機関で連携して支援できる体制づくりを検討していく。
- ・全体としては有意義だったが、一方で、交通事故被害者の支援の取組が、どのような方向に何がどこまで進んでいるのかが展開されていないため、全体像が見えないことに戸惑いを感じた。いずれにしても、関係機関・団体が連携して、被害者とその家族、遺族へのワンストップサービスを実現していければと思う。
- ・被害者遺族が中立な立場から司会進行をしていただけたことで、各機関の担当者から率直な意見が出ていたと感じる。施策等の充実を図るためには、被害者・遺族の意見のみではなく支援に当たる側の意見も十分に反映させることがよりスムーズな支援対応につながるものと感じた。
- ・有意義な会議であり、グループ単位での意見交換についてはもっと時間を増やしてもらえれば、より有益になったと思われる。
- ・意見交換の時間を長くしてほしい。事例検討をしてみたい。
- ・運営に関してですが、もう少し人手があれば、よりスムーズに進んだように感じた場面がいくつかあった。
- ・同じ県内でも、交通事故被害者等に限らず被害者支援を行う機関、団体との交流は数少なく、また、支援が他県の被害者にわたる場合があることを考えると、今回のような意見交換会は意味があると思う。特に、事務担当者の意見等は、自分たちの被害者支援に対して役に立つと考える。各県ごとの意見交換会では、各県に対する質問という形式で会が進められたが、その場で事前アンケートをまとめた資料が配付されたので目を通す時間がなく、参加者からの質問が出ずファシリテーターが参加者に対して質問するという形式であった。事前アンケートは前もって配付してもらいたい。
- ・支援する側の相互理解がないと、実際に支援する上で疑義が生じるものであり、それぞれの機関がどのような支援が可能かという気付きがあった。非常に短い時間であり、もっと意見交換の時間があればよかった。意見交換の単位も同一県内はもとより、他県との意見交換も必要かと感じた。

#### キ 開催形式（対面またはオンライン配信）について

- ・意見交換は、オンラインではやりにくいのではないかとと思われる。
- ・顔の見える関係構築のために、対面方式を主にお願したい。
- ・実際に顔を合わせることができたが、最初に入った会議室が自由席だったこと、グループに分かれた際には時間がタイトだったこと、また最後の会議室も自由席だった

たことから、名刺交換するような機会がなかった。

- ・各支援機関、団体の実務担当者が対面で参加することは、自分たちの被害者支援に直接役立つと感じた。同じ地域や隣県等の担当者の意見交流会は有意義であったが、被害状況等が同規模の県の担当者との意見交流会があっても参考となると思った。
- ・直接話をすることはできず、机を並べて話を聞くだけでしたが、交通事故被害者支援に携わっている人たちに会えたことで、実際の支援について考えながら取り組んでいることが分かった。
- ・対面がよい。1日目に他県を含めた意見交換、2日目にシンポジウムくらいの余裕を持った開催であれば、遠隔地の方も参加しやすいかもしれない。
- ・当会からは他県からの出席がなかったのでハイブリッド開催であれば参加しやすいかもしれない。
- ・直接、顔を見れたのは良かったが、常に時間、距離的に参加できるわけではないので、オンラインで参加できることも考えていただければと思う。
- ・事例紹介時はオンラインでもよかったのではないかと思ったが、グループに分かれて意見交換を行った際は、顔が見える関係づくりは対面でしかできないと感じた。実際現地で話を聞いたほうが、すぐに質問でき、理解が促進されると感じた。
- ・有意義な会議であるため、対面ほかオンライン形式により、回数を増やしてもよいと思った。
- ・各関係機関が一堂に会して、顔を合わせて意見交換をすることにより、顔つなぎとなり、今後の連携に役立つため、対面での開催が望ましい。
- ・対面形式での実施が効果的と思われるが、各県単位の意見交換は顔が見えるよう各県に会場を設けて対面形式とし、各県の会場をオンラインで繋ぐハイブリッド形式として実施した方が、より参加しやすいのではないかと思われた。
- ・季節や人数等によってはオンライン配信やハイブリッド対応もありであると感じる。ただ、対面方式の方が、空気感等含めて相手の表情や感情を読み取ることができるため有効性を感じる。
- ・意見交換会に関しては、対面方式が望ましい。ある程度、関係性が構築され連携が進んでいるのであれば、オンラインでもよいと思う。

#### ク その他、今後参加してみたいテーマなど

- ・事例検討交通事故被害者の事故後の生活について（どこでどのような手続をするのかなど）（どのような団体からどのような支援があったのかなど）。
- ・被害者のケアについて、具体例等があったら学んでみたい。
- ・今回のように事例等紹介いただけるテーマがよい。
- ・今回のような顔の見える意見交換会は必要。

- ・被害者支援において、交通事故だけではなく、性犯罪や強盗致傷、殺人など、凶悪犯罪ではどのように活動されているのか関係組織や流れなどが知りたい。
- ・川本先生と井上先生の対談という形も聴いてみたい。

等の感想があった。

## **(2) 今後の方向性**

### **①開催について**

昨年度に引き続き対面開催としたが、参加者から「初対面の方が多かったため、対面での意見交換会がよい」や「意見交換は、オンラインではやりにくいのではないかと思われる」などの感想があった。今後も、担当者間の連携強化に向けて、より効果的な開催方法を検討する。

### **②参加者について**

今年度は、岩手県、青森県及び秋田県の警察、県、教育委員会、市、弁護士会、地方検察庁、矯正施設、ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）等の参加があった。今後も、幅広い関係者への参加の働き掛けと連携強化について検討する。